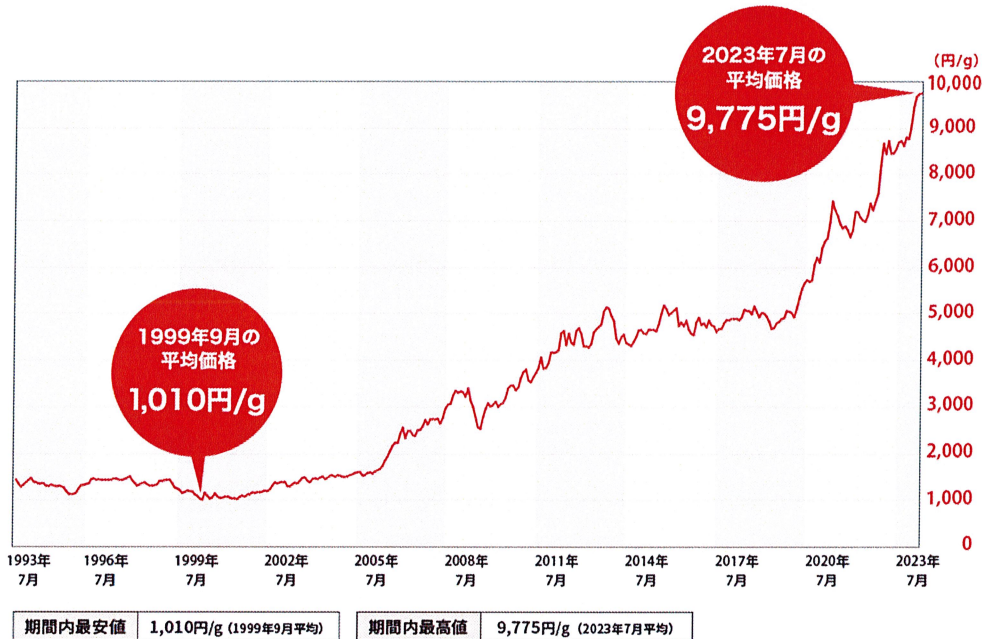


金（GOLD）の価格・遺産承継ドキュメンタリー・相続税評価・税務署にバレル



●過去30年間の平均価格推移（金1グラムあたりの月間平均推移）



金価格は、様々な要因によって影響を受けます。特に、世界情勢が不安定な際には、リスクヘッジとして需要が高まる傾向があります。近年では、新型コロナウイルス（2019年）やロシアウクライナ問題（2022年）、そして世界的なインフレ（2022年～2023年）により、世界情勢は不安定化しています。これらの出来事から金の需要が高まり、**2023年は大きく上昇した**と考えられます。

●遺産承継ドキュメンタリー

- 2022. 2. 25 被相続人A死亡
- 2022. 6. 14 相続人の同級生である税理士から遺産承継手続の依頼あり
Aの妻に聞いたところ、**「かつて東京に住んでいた時期があり、三菱UFJ銀行と三井住友銀行に預金があると思うので調べて欲しい」**とのこと
- 2022. 7. 5 三井住友銀行佐賀支店へ出向き、死亡日現在の残高証明書発行依頼
⇒調査してもらった結果、三井住友銀行**大泉支店・新橋支店・池袋東口支店の3支店に預金があることが判明**
- 2022. 7. 15 税理士から「相続税がかかりそうなので、すべての普通預金について**3年分の取引明細書**を取得してほしい」との依頼あり
- 2022. 8. 2 再度、三井住友銀行佐賀支店へ出向き、3年分取引明細書発行依頼
⇒新橋支店に**3,000グラムの地金があることが判明**したため、支店担当者から東京法人預金センターに**残高証明書**を発行依頼

2022. 8. 9 三井住友銀行東京法人預金センターから「**金保護預かり残高証明書**」の郵送あり
(別紙…グラム数しか書いていない)
2022. 8. 15 三井住友銀行東京法人預金センターから支店毎普通預金の3年分取引明細書の郵送あり
2022. 9. 7 税理士に「金保護預かり残高証明書」と支店毎預金の「残高証明書」「3年分取引明細書」を手渡したところ、「**金の取引開始時の明細(価格・グラム等)と履歴を聞いて欲しい**」
2022. 9. 8 三井住友銀行佐賀支店担当者へ**金の①取引明細の発行の有無、②金額による残高証明書発行の有無、③名義変更の可否**について尋ねたが、「**当店ではわからないため東京法人預金センターへ聞いてみる**」とのこと
- ①⇒**最終異動日が昭和61年7月まではわかったが、いつ購入されたのか、一部売却、買い増し等の取引明細等はすべて不明**(その後、一括購入であり途中の異動はないとの連絡あり)
- ②⇒**金額による残高証明書は発行できないので、死亡日現在の1グラムあたりの価格7,725円×3,000グラムで計算して欲しい**
- ③⇒**名義変更はできず、解約のみ(別紙…金保護預かり終了)**
2022. 10. 24 税理士から電話があり「**相続人の希望として8,650円/グラムになったら売却したい。もし、10月末で8,550円/グラム以上なら売却したいが、それ未満なら地金に替えたいと言われている**」とのこと
- ⇒「**売却時期の判断をうちに任されても困るので、相続人で決めて欲しい**」と返答
2022. 12. 21 **解約日当日の相場8,377円/グラムで解約され、解約金額25,131,000円が普通預金に振り替えられた後、普通預金解約→当事務所の預り口座へ入金**

●相続税評価方法

「金・純金・金地金」の相続税評価額は、被相続人が亡くなった日の「業者買取価格」(小売価格ではなく)をもとに計算します(相続開始日が休日等で金相場がないときは、上場株式等に準じて相続開始日に一番近い日の相場を採用し、一番近い日が2日あるときは、その2日の平均値で計算します)。

※業者買取価格の具体的調査方法

①自宅や貸金庫に金地金や金貨がある場合

金地金には貴金属業者の刻印があるので、買取価格はその貴金属業者に直接問い合わせるか、その業者のホームページで確認する。

②貴金属業者に預けている場合・純金積立の場合

貴金属業者の預かりサービスを利用している場合や純金積立を利用している場合は、サービスを利用している貴金属業者に直接問い合わせる。

【仏像仏具であっても金は課税対象】

仏像や仏具などは「祭祀財産」なので相続税がかかりません。ただし、祭祀財産として日常の礼拝に使っていたとしても、「**投資対象となるもの**」は相続税の課税対象となります。

純金製の高価な仏壇や仏像などは、祭祀財産としては社会通念上認められない金額であり、ほとんどの場合、課税対象となります。

●【金は必ず税務署にバレる】

金は預金や不動産などと違って、税務署にバレにくいと思っている方は要注意です。金は価値が高ことから、しばしば脱税の道具にもされるので、税務署も丹念な調査を実施しています。購入者の名前や住所は把握されていると思った方がよいでしょう。

以下は金の所有がバレる理由です。

(1) 購入時にバレる⇒現在では、法律により、金の購入時に本人確認をすることとそれを記録することが業者に義務付けられました（「宝石・貴金属等取扱業者」も犯収法の対象業者）。取引記録の法定保存期間は7年なので、税務署が金の販売業者に対して調査を行えば、購入の事実が明るみにでます。

(2) 売却時にバレる⇒取引価格が200万円を超える金地金や金貨の売買が行われると、取引業者から税務署に支払調書と呼ばれる書類が提出されます。そのため、支払調書をたどっていけば、売買した関係者がバレることになります。また、200万円以下の取引であっても業者は「古物営業法」の規定に準じて本人確認およびその記録をしているので、支払調書が提出されずとも、記録は残ります。よって、相続において金の所有を上手く隠せたとしても、その金を売却する際にバレることになります。

【税務調査があれば隠せない】

税務署は、被相続人および相続人のすべての金融機関の履歴を調べます。よって、相続税の申告内容が怪しいと思ったら、毎月のお金の流れを細かくチェックし、使途不明金の詳細を調べます。申告書に記載がないような入出金があることが分かれば、税務調査が行われます。税務署は自宅に保管されているものであっても、ある程度の予測を立てて調査を行っていますので、大体のことは明確になります。そのため、もし金や純金が相続財産にある場合は、必ず評価額を算出し、財産総額が基礎控除を超えるのであれば、相続税申告をしっかりと行いましょう。繰り返しになりますが、財産を不当に隠すと厳しいペナルティが課せられます。



金保護預り残高証明書

様

預り残高(グラム)	摘要
K3,000グラム	#8000128 金保護預り

令和4年2月25日現在の貴方ご名義金保護預り残高は上記のとおり相違ないことを証明いたします。

令和4年8月4日

株式会社 三井住友銀行

新橋支店



金売却計算書 [金売却申込書(兼保護預け引出依頼書)控]

2022年(2月21日)	お電話	() -	お引出数量				0.0	グラム
フリガナ	おとところ						お引出数量は100グラム単位でご記入のうえ、頭部にKをおつけください。	
	都道府県		マンション 様方・荘			号		
おなまえ	様		消費税込取扱手数料					円
			店番号		口座番号			
			2168000100					

お取引日	①お引出数量(グラム)	②税込売却価格(円/グラム)	③消費税込お支払金額(円)
4.12.21	3,000g	78,377	25,131.00

①×②=③

当行をご利用いただき
ありがとうございます。



三井住友銀行